

情報保護とセキュリティ

金沢大学副学長
情報担当理事

橋本 哲哉



まず、個人情報保護について述べよう。本4月から個人情報保護法が施行される。直前になって、ようやくマスコミでもその話題が取り上げられるようになってきた。今朝のテレビでは医療機関の医療情報の具体的な保護策について報道し、各論はなかなか対策が難しいとレポートにあった。大学とてこの関連法律の対象内である。

個人情報とは「特定の個人を識別できる情報」と定義され、名前、住所、電話番号はもちろんメールアドレス、顔の画像、そして名刺もそれに該当する。大学においては学生の成績、病院のカルテはその典型的な個人情報ということになる。これらの情報は大学には大量に存在するので、大学としてはそれらをきっちりと管理しなければならない。ここまでは個人情報保護の総論として、おおよそ理解されよう。

しかしながら、大学においても各論に入るとすぐ難問に逢着しそうである。成績判定保留の学生を教員が呼び出す場合、学生の名前を表示して呼び出してよいのか、病院で患者さんを診察室に招じ入れる際に氏名を呼んでよいのかどうか、診察番号だけでは高齢者には通じないのではなかろうかと心配は山積すると思われる。今後は学生の教育方法を含めて、個人の人権を大学はどのように捉え、その情報をいかに保護していくべきか、協議する必要に迫られている。

そうした情報の保護を大学として考えてゆく時、情報セキュリティは最重要課題であるといえよう。学生教務や医療データだけではなく、研究・知的財産関係、人事、大学管理データなど大切な大学情報を不正なアクセスからどう守るか、ウィルス感染から学内の各PCをどう保護するか、ここにも頭の痛い課題が多い。例えば日常の大学への不正アクセスは1日平均200万件に及び、総合メディア基盤センターは必死になってそれらを水際で排除し、大学のネットワークを支えている現状である。

金沢大学では4月にむけて、ネットワーク安全対策のために情報セキュリティのシステムを構築しているところである。全学のネットワークを維持管理するため、センターを中心に各部局に張り巡らされた管理網は既に運用されている。そして「金沢大学情報セキュリティに関する規程」も整備され、そのもとにセキュリティポリシー、セキュリティマニュアルも着々と準備されつつある。こうしたセキュリティ対策は全国大学のトップレベルの位置にあると自負しているが、何よりネットワーク利用者個々の安全への心構えが大事である。そのためにパンフレット「金沢大学ネットワーク安全対策 あなたの情報はねらわれている」を発行して学内に用意されているので、ぜひ一読願いたい。